

第7回講義 参考資料

1 参考判例

※学納金訴訟については全部読めという趣旨ではなく単なるデータ紹介です。P I・P IIは、『判例ブックティス民法』のI・IIの略称で、続く数字は事件番号です。

- 1) 大判大正7・11・1民録24輯2103頁（登録免許税は契約費用。ただしこの判決は疑問）
- 2) 大判大13・9・24民集3巻440頁（履行遅滞にある売主の果実收取権・P II 187）
- 3) 大判昭和10・11・9民集14巻1899頁（裁判外での563条の権利行使・P II 184関連判決）
- 4) 最大判昭和40・11・24民集19巻8号2019頁（一部履行と手付解除・P II 169）
- 5) 最判昭和41・9・8民集20巻7号1325頁（他人物売買と債務不履行・P II 174）
- 6) 最判昭和43・8・20民集22巻8号1692頁（数量指示売買の定義・P II 177）
- 7) 最判昭和57・1・21民集36巻1号71頁（数量指示売買と履行利益賠償・P II 178）
- 8) 最判昭63・3・1判時1312号92頁（無権代理の本人と無権代理人の順次相続）
- 9) 最判平成4・10・20民集46巻7号1129頁（566条3項の期間の性質と権利行使方法・P II 180）
- 10) 最判平成10・2・13民集52巻1号65頁（登記のない通行地役権の対抗・P I 246）
- 11) 最判平成13・11・27民集55巻6号1380頁（数量超過の責任・P II 179）
- 12) 最判平18・11・27民集60巻9号3437頁、3597頁、3732頁、同・判時1958号61頁・62頁（学納金訴訟数件、P II 249・250がこのうちの2件）
- 13) 最判平18・12・22判時1958号69頁（学納金訴訟）
- 14) 最判平22・3・30判時2077号44頁（学納金訴訟）

共通の到達目標モデル案（修正案）

第3章 売買

第1節 総則

- ◆売買とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立し、契約当事者はどのような義務を負うかを説明することができる。
- ◆売買契約における手付とはどのような概念であり、どのような意義・機能を有するものであるかを説明することができる。

第2節 売買の効力

1 他人の権利の売買

- ◆他人の権利を売買の目的とした場合に、売主はどのような義務を負い、また権利を移転することができなかった場合にどのような責任を負うかを、具体例に即して説明することができる。

2 権利の一部が他人に属する場合

- ◆権利の一部が他人に属する場合に、売主はどのような義務を負い、また権利の一部を移

転することができなかった場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

3 数量不足・原始的一部滅失の場合

- ◆民法565条の数量指示売買に当たるとされるのはどのような場合か、また、数量指示売買において数量が不足していた場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。
- ◆目的物の一部が契約締結時において滅失していた場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

4 目的物の利用制限等の場合

- ◆売買の目的物の利用が他人の利用権等によって制限される場合、売買の目的物の利用のために必要な権利が存在していなかった場合に、それぞれ、買主にはどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。
- ◆売買の目的物が抵当権等の担保権の目的となっている場合、担保物権の実行によって権利を喪失する買主には、どのような要件の下でどのような救済手段を認められるかを、具体例に即して説明することができる。